

公 告

米原市が保有する財産（土地・建物）の売払いについて、次のとおり郵便型一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 2 7 日

米 原 市 長 角 田 航 也

1 入札に付する物件

物件 番号	物件所在地	地目	地積	予定価格 (最低売払価格)
1	米原市吉槻字宮地 1356 番 米原市吉槻字宮地 1360 番 2 米原市吉槻字宮地 1361 番	雑種地	239. 63 m ² 207. 06 m ² 145. 51 m ² 合計 592. 20 m ²	1, 420, 000 円

※現状有姿のまま売却します。

2 入札に参加できる者に必要な資格

入札に参加できる者の資格は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人または被補助人であつても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
- (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 に規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）でない者または次のいずれにも該当しない者（法人による参加の場合、当該法人の役員が次

のいずれにも該当しない場合を含む。) であること。

- ①暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
- ②売払物件を暴力団の事務所またはその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者
- ③法人の役員等が暴力団員である者または暴力団員がその経営に実質関与している者
- ④自己、自社もしくは第三者の不正な利益を得る目的または第三者に損害を与える目的で暴力団等を利用している者
- ⑤暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- ⑥暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ⑧暴力団等または前記①から⑦までのいずれかに該当する者の依頼を受けて申請しようとする者

(6) 上記のほか、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 公募要項の配布期間および配布場所

- (1) 配布期間 令和8年8月27日(木)から令和8年9月18日(金)まで
午前9時00分から午後4時30分まで
(米原市の休日を定める条例(平成17年米原市条例第2号)第1条に規定する市の休日を除く。)
- (2) 配布場所 米原市米原1016番地 米原市役所政策推進部公共施設マネジメント課
(市公式ウェブサイトにも掲載しています。)

4 入札参加申込受付等

- (1) 受付期間 令和8年8月27日(木)から令和8年9月18日(金)まで
午前9時00分から午後4時30分まで
(米原市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日を除く。)
- (2) 受付場所 米原市米原1016番地 米原市役所政策推進部公共施設マネジメント課
- (3) 市有財産売払い郵便型一般競争入札参加申込書に必要事項を記載し、2に掲げる資格を満たす者であること等を誓約する誓約書と公募要項に記載の必要書類を添えて、郵送(簡易書留)により申し込むこと。なお、受付場所への持参を可とする。
- (4) 期限までに入札参加書類を提出しない者は、この入札に参加することができない。

5 入札書類受付等

- (1) 受付期間 令和8年9月28日（月）から令和8年10月9日（金）まで
 午前9時00分から午後4時30分まで
 （米原市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日を除く。）
- (2) 受付場所 米原市米原 1016 番地 米原市役所政策推進部公共施設マネジメント課
- (3) 提出書類
 - ア 入札書
 - イ 入札保証金還付請求書
 - ウ 入札保証金領収書の写し
- (4) 入札参加受付後に、本市から入札書、入札保証金還付請求書の様式および入札保証金を納付するための納入通知書を郵送するので、必要事項を記載し、入札保証金を納付した証とする領収書の写しを同封し、郵送（簡易書留）により提出すること。なお、受付場所への持参を可とする。

6 入札保証金 入札者は、入札前に予定価格(最低売払価格) の 100 分の 5 以上の額を入札保証金として、納付しなければならない。

7 開札の日時、場所等

(1) 日時および場所

物件番号	年 月 日	時 間	場 所
1	令和8年10月13日（火）	午前9時15分	米原市米原 1016 番地 米原市役所本庁舎 4 階 会議室 4 B

- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札参加の資格のない者のした入札
 - (2) 期限を過ぎて到達した入札
 - (3) 本市が定める入札書以外の入札書による入札
 - (4) 同一の入札について 2 以上の入札書を提出した者の入札
 - (5) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
 - (6) 入札保証金を所定の日までに納付しないで行った入札またはその額が所定の金額に不足した者の入札
 - (7) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
 - (8) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

(9) 談合その他不正の行為が行われ公正な入札を害すると認められる入札

(10) その他市有財産売払い郵便型一般競争入札実施要領（以下「入札要領」という。）に違反した入札

9 入札の失格 予定価格（最低売払価格）未満の入札は、失格とする。

10 落札者の決定方法 入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が予定価格（最低売払価格）以上で、かつ、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 土地売買契約書の締結および売買代金の支払方法

(1) 土地売買契約の締結は、落札決定の日から 10 日以内に締結する。

(2) 売買代金の支払方法 契約の締結時に売買代金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付し、残額については、契約の締結の後、市が発行する納入通知書により指定期日までに納付すること。

12 入札保証金の充当または還付 落札者が納付した入札保証金は、全額を契約保証金に充当するものとする。落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札者に還付する。

13 入札保証金の帰属 落札者が落札決定の日から 10 日以内に契約を締結しないときは、6 の入札保証金は、違約金として市に帰属する。

14 入札の詳細は、市有財産売払い公募要項および入札要領による。

15 問合せ先 米原市役所政策推進部公共施設マネジメント課 TEL 0749-53-5147